

# 議事概要（静内川水系外流域治水協議会）

日 時：令和5年（2023年）3月30日（木）

開催方式：書面会議

## 1. 報告事項

### （1）水害の激甚化・頻発化に備える「流域治水」への転換について（資料1）

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しております。北海道では、平成（2016年）28年8月の一連の台風により全道各地で激甚な被害が発生しており、日高管内の沙流川では、国道274号の千呂露橋が流失するなど激甚な災害が発生しました。

また、北海道における時間雨量30mmを超える短時間雨量の発生回数が約30年前の約1.9倍になるなど、短時間強雨の発生回数が増加しております。

このような水害の激甚化・頻発化に備えるため、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」への転換が急務です。集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて「氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」について、ハード・ソフト一体で多層的に進める必要があります。

また、あらゆる関係者が協働して流域治水に取り組むためには、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる「流域治水」の全体像を地域住民にご理解いただく必要があります。「流域治水プロジェクト」として全体像を分かりやすく発信することが重要であることから、河川管理者に加えて、国や関係町の関係者が一堂に会する協議会を設立して協議を進めることが重要です。

### （2）日高振興局管内の対象水系（資料2）

室蘭建設管理部が管理する二級水系のうち、日高振興局管内には22水系あり、このうち真沼津川水系については、既に流域治水協議会を設置して流域治水を推進していることから、今回、新たに流域治水協議会を設置する水系は21水系を対象とします。

### （3）大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会（資料3）

大規模氾濫減災協議会と流域治水協議会の違いについて説明します。

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨など、全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要です。

上記のことから、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するため、平成 29 年水防法改正時に「大規模氾濫減災協議会」制度が創設されました。

水防法（第 15 条の 10）では、**想定最大規模降雨を対象に「被害の軽減に資する取組」（ソフト対策が主体）を推進するために大規模氾濫減災協議会を組織**すること、対象河川が「洪水予報河川」「水位周知河川」であることなどが明記されています。また、地方自治法第 245 条の 4 に基づく技術的助言「水防災意識社会再構築ビジョンに基づく都道府県等管理河川での取組について」（平成 28 年 10 月 7 日付け国水河計第 78 号）を踏まえ、「洪水予報河川」「水位周知河川」のほか、「その他河川」も含めて大規模氾濫減災協議会を設立することとし、室蘭建設管理部では平成 29 年に「**日高振興局河川減災対策協議会**」を組織し、洪水浸水想定区域図の作成・周知、危機管理型水位計の整備など、地域住民の「**逃げ遅れゼロ**」を実現するための取組を計画的に推進しているところです。

一方、流域治水協議会は「流域治水」を推進するため、「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」（令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号ほか）に基づき設置するものです。水害リスクに備えるため、流域全体のあらゆる関係者が協働して**水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」をハード・ソフト両面から計画的に推進**し、防災・減災に努めるものです。

## 2. 議題

### （1）静内川水系外流域治水協議会の設立趣旨（案）（資料 4）

「静内川水系外流域治水協議会」は、令和元年（2019 年）東日本台風や平成 28 年（2016 年）8 月の一連の台風、令和 4 年（2022 年）8 月豪雨など、近年頻発している激甚な水害などに備えるため、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「**流域治水**」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うために設置するものです。

この協議会では、水防法等を根拠とする「日高振興局河川減災対策協議会」の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討し、関係機関と密接な連携体制を構築して流域治水に取り組むための協議等を行います。

### （2）静内川水系外流域治水協議会規約（案）（資料 5）

静内川水系外流域治水協議会規約は資料 5 のとおりですが、第 1 条「設置」、第 2 条「目的」、第 3 条「協議会の対象水系」、第 4 条「協議会の実施事項」、第 5 条「協議会の構成」、第 6 条「幹事会」、第 7 条「アドバイザー」、第 8 条「会議の公開」、第 9 条「協議会資料等の公表」、第 10 条「事務局」、第 11 条に「雑則」を規定しました。

第 5 条の「協議会の構成」では、協議会構成員として会長に日高振興局長、副会

長に日高振興局副局長（建設管理部担当）、室蘭開発建設部長、日高南部森林管理署長、新ひだか町長をあてること等を明記しております。

第6条の「幹事会」では、協議会に幹事会を置くこと、幹事として幹事長に胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室長、副幹事長に胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室長、各関係機関の課長級をあてること等を明記しております。

### （3）静内川水系外流域治水協議会での検討事項と進め方（資料6）

流域治水協議会では「流域治水対策の検討」、「流域治水対策の共有」、「流域治水プロジェクトの策定・公表」、「流域治水プロジェクトの取組に関するフォローアップ」などを行います。今回の協議会は、流域治水協議会の設立及び流域治水対策の検討に着手することを宣言するものです。

また、流域治水協議会の進め方につきましては、流域治水プロジェクトの審議、策定・公表、フォローアップなどの「意思決定の場」として協議会を設置し、流域治水プロジェクト案の作成など、「検討の場」として協議会の下に幹事会を設置します。なお、プロジェクト案の検討などを行うため、各関係機関の実務者レベルで構成する「検討グループ」を必要に応じて設置して参ります。

次に、「静内川水系外流域治水プロジェクト」の素案についてですが、これは流域治水の段階的取組のうち、第1フェーズの全体像に関するものです。

第1フェーズでは、河川管理者と関係機関の事業者等が連携し、流域における浸水被害の防止・軽減を図るために「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を推進していくことを示したものです。今後、関係機関と連携して流域治水対策を検討し、プロジェクトを策定・公表していく予定です。

### （4）今後の予定（資料7）

本日書面開催した「第1回静内川水系外流域治水協議会」は、協議会の設立及び流域治水対策の検討に着手することを宣言するものです。

第2回協議会は本年夏頃に開催する予定であり、流域治水プロジェクトの策定・公表を行う予定です。

第3回以降につきましては、プロジェクトの取組に関するフォローアップを行うとともに、適宜プロジェクトの見直しなどを行い、年1回程度の開催を予定しております。

## 3. 情報提供

### （1）流域における対策事例と主な支援制度（資料8）

グラウンドなどの既存ストックを活用し、洪水時に雨水を一時的に貯留する流域貯留などの「流出抑制対策」、災害危険区域指定などの「土地利用・住まい方の工夫等」について、全国における流域対策事例を紹介した。

また、流域治水対策に係る国の支援事業（補助・交付金事業）について紹介した。